

京都市告示第156号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年5月20日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延長	敷地の幅員
東第二緯17号線	左京区田中玄京町179番地地先から 同区田中馬場町96番地地先まで	旧	メートル 6.60	メートル 6.50 ~ 9.50
		新	14.80	5.50 ~ 10.50
粟田緯19号線	東山区教業町689番地地先から 同町704番地の5地先まで	旧	10.30	9.02
		新	14.70	8.98 ~ 9.02
吉祥院経2号線	南区吉祥院西ノ庄74番地地先内	旧	3.00	7.90
		新	5.50	8.00
桂経28の1号線	西京区上桂御正町3番地の4地先から 同町71番地の13地先まで	旧	66.00	2.20 ~ 2.90
		新	68.90	6.00 ~ 8.17
桂経57の1号線	西京区上桂前田町60番地の1地先から 同町71番地の13地先まで	旧	72.30	0.90
		新	68.90	6.00 ~ 8.17
羽束師65号線	伏見区羽束師古川町139番地の2地先から 同町150番地地先まで	旧	172.40	0.75 ~ 4.50
		新	173.60	6.00 ~ 9.66

羽束師66号 線	伏見区羽束師古川町152番地の1地先か ら 同町151番地地先まで	旧	113.80	1.60 ~ 2.57
		新	113.80	3.10 ~ 6.01
羽束師70号 線	伏見区羽束師古川町129番地の8地先か ら 同町139番地の2地先まで	旧	18.40	6.72
		新	18.40	6.41 ~ 7.98

(建設局土木管理部道路明示課)